

第94回
沖縄地方交通審議会
船員部会 議事録

平成28年8月18日（木）

沖縄総合事務局

第94回沖縄地方交通審議会船員部会

日 時 平成28年8月18日（木）14時00分
場 所 沖縄総合事務局 5F 「海技試験室」

出席者：

公益委員 宮里委員、儀部委員、春田委員、上江洲委員
労働者委員 大崎委員、屋比久委員
使用者委員 大城委員、宮城委員

沖縄総合事務局 野原船舶船員課長、宮里海事振興調整官
宮城課長補佐、普天間専門官

議事次第

○開 会

○議 事

1. 第93回船員部会の議事録承認について
2. 「沖縄内航鋼船運航業及び木船運航業の最低賃金」及び「沖縄海上旅客運送業の最低賃金」の改正に関する諮問
・審議付託について
3. 管内の雇用状況等について
4. 意見交換

○閉 会

（配付資料）

1. 第93回船員部会の議事録（案）
2. 諮問書（写し）
3. 付託文（写し）
4. 改正決定に関する意見聴取官報公示案
5. 最低賃金改正スケジュール
6. 年度別船員最低賃金答申額一覧表
7. 船員職業紹介実績等一覧表（平成28年7月分）

宮里部会長

定刻となりましたので、第94回船員部会を始めさせていただきます。

本日の委員の出席状況と配付資料の確認を事務局よりお願いします。

事務局（普天間専門官）

本日は、公益委員4名、労働者委員2名、使用者委員2名が出席されており、船員部会運営規則第9条の規定による定足数を満たし、有効に成立していることをご報告いたします。

それでは配付資料の確認をさせていただきます。

～配付資料確認～ 以上です。

宮里部会長

それでは、はじめに第93回船員部会の議事録の承認についてお諮りします。お手元に配付されています議事録を御確認ください。

御異議はございますでしょうか。ないようでしたら、原案のとおり承認してよろしいでしょうか。

各委員

（「異議なし」）

宮里部会長

それでは、異議なしということで、承認されたものといたします。

続きまして、議題2の「沖縄内航鋼船運航業及び木船運航業の最低賃金」及び「沖縄海上旅客運送業の最低賃金」の改正に関する質問・審議付託について、事務局にご説明をお願いします。

事務局（普天間専門官）

最低賃金の改定に関する質問・審議付託についてご説明させて頂きます。配付資料2の「最低賃金の改正に関する質問について」をご覧下さい。この質問書のとおり、8月4日付で沖縄総合事務局長より沖縄地方交通審議会長あて質問を行っております。

まず、当局管内の船員の特定最低賃金につきましては、「沖縄内航鋼船運航業及び木船運航業」「沖縄海上旅客運送業」の2事業が設定されており、平成26年、平成27年と2業種全ての最低賃金額の改正が行われました。

今年度の沖縄県の経済状況は、昨年度に引き続き、個人消費の堅調な動き、消費者物価指数の上昇及び雇用情勢の改善傾向にあるとして、沖縄県をはじめ他の機関においても「景気は拡大している」との判断を行っております。

以上のことから最低賃金法第35条第7項の規定に基づき、今年度も船員の労働条件の改善を図る必要があると判断し、「沖縄内航鋼船運航業及び木船運航業」「沖縄海上旅客運送業」の最低賃金の改正に関し質問を行うとしております。

続いて、資料3の付託文をご覧下さい。8月9日に船員部会への審議付託が行われ、船員部会に最低賃金専門部会が設置されることになります。

続いて資料4の意見聴取公示案をご覧下さい。船員の特定最低賃金の改正を行う場合、意見聴取のための官報公示手続きを行いまして15日間公示することが決められております。先週10日に、国土交通省海事局船員政策課へ官報公示依頼中ですが、昨日本省から電話があり、現在決裁がとれ、官報掲載の手続き中です。公示日が決まり次第、本省から連絡がある予定です。

資料5に最賃改正スケジュールをつけております。今後のスケジュールは昨年と同様のスケジュールで進めたいと考えております。まず、10月中に2業種の最低賃金専門部会の臨時委員の手続きを行い、第1回目の最賃専門部会は11月の船員部会と同じ日に、2回目が12月の船員部会と同じ日を予定しております。また、スケジュールがあれば、そのまま局長室で答申を行いたいと考えております。その後、官報公示で周知等を行い、3月に最低賃金の効力発生を予定しております。

資料6は最低賃金答申一覧表になります。以上です。

宮里部会長

事務局からの説明にもありましたとおり、沖縄総合事務局長より沖縄地方交通審議会会长への「船員の最低賃金の諮問」がなされました。

これを受け沖縄地方交通審議会会长から船員部会へ審議付託し、部会に各業種毎の最低賃金専門部会が設置され、審議いただくことになりましたので、よろしくお願ひいたします。

ただいまの説明につきまして、何かご質問等ございますでしょうか。

大崎委員（労）

諮問のところで、改定することが望ましいと話されてましたが、今回も改定ありきの話ですか。改定するのであれば資料6の最賃一覧の一番下に、引き上げ額0円は、諮問はあったものの、据え置かれたことを意味すると思いますが、今年は据え置きでなく、必ず上がるということですか。

それともう1点がこの一覧表の中に引き上げ率がありますが、この引き上げ率を見れば、陸上の引き上げ率とは相当な差があるような気がします。それを踏まえて今回の審理に入るのであれば、非常にこの資料はありがたいなと思います。

今回改正をする方向で審議するのであれば、このスケジュールのとおりなのかということと、今回も第2回で決めるのか、1回では決められないということですか。

事務局（普天間専門官）

最低賃金専門部会のスケジュールは昨年と同様の形で示させていただいております。最賃部会では、管内での船員最低賃金実態調査

等の資料に基づきまして、審議をしていただくということになります。諮問は景気動向等で改定をした方が望ましいということで、全国の動向も参考に部会で話し合いをしてもらう事になっております。

大崎委員（労）

部会の中で決まれば1回でもいいということですか。

事務局（普天間専門官）

そこは、スケジュール案としてお示ししていただいているので、今後調整をしていきたいと思います。

大崎委員（労）

スケジュールということで確認しました。

宮里部会長

毎年のことですが、もう中央とかの答申は出ていますか。

事務局（普天間専門官）

まだです。中央と一部の運輸局で諮問がされ、現在、専門部会で審議中です。

宮里部会長

それを見ながら、部会の方で検討し調整するということですね。そう言う意味では2回ぐらいが望ましいということですね。景気の話になりますが、沖縄は割と景気がいいといわれていますが、四国や九州に出張にいくと、景気が悪いと感じます。他の地域の改定は大丈夫ですか。

事務局（普天間専門官）

今回も全国的に諮問をする状況だと聞いております。実際にどのような状況なのか、中央でも労使で受け取り方に差があるようですので、全国の状況を見ながら、適宜情報提供をしていきます。

宮里部会長

どうもありがとうございました。他にないようであれば、議事3の「管内の雇用状況等」につきまして、事務局からご説明をお願いします。質問は最後に受け付けたいと思います。

事務局（宮城補佐）

平成28年7月分の管内雇用状況等の概要について報告いたします。

●求人状況について

新規求人数は14件でした。前月に比べ8件増加、前年同月に比べ3件増加となっております。

月間有効求人数は23件でした。前月に比べ増減なし、また、前

年同月に比べ 1 件減少となっております。

月間有効求人数 23 件の内訳としましては、商船等 22 件、漁船 1 件となっております。月末未済求人数は 18 件でした。

● 求職状況について

新規求職数は 3 名でした。前月に比べ 3 名減少、また、前年同月に比べ 5 名減少となっております。

新規求職数 3 名の内訳としましては、すべて商船等なっております。

月間有効求職数は 14 名でした。前月に比べ 2 名減少、また、前年同月に比べ 7 名減少となっております。

月間有効求職数 14 名の内訳としましては、商船等 13 名、漁船 1 名となっております。

月末未済求職数は 8 名でした。

● 成立状況について

7 月は 1 名の採用が決まりました。

● 求人倍率について

7 月の月間有効求人倍率は、1.64 倍でした。

前月に比べ 0.20 ポイント増加、また、前年同月に比べ 0.50 ポイント増加となっております。

● 新規求職者の退職理由又は求職理由別内訳について

7 月の新規求職者 3 名は全て離職者であり、退職理由としましては、3 名とも自己都合でした。新規求職者が所属していた会社所在地につきましては、管内が 2 名、管外が 1 名となっております。

● 失業等給付支給内訳について

基本手当受給者実人員は 1 名、支給延べ件数は 1 件で、基本手当支給金額は 140,392 円、その他の支給はありませんでしたので、総支給額は 140,392 円でした。

以上で管内雇用等状況の概要の説明を終わります。

宮里部会長

はい、ありがとうございました。ただいまの説明につきまして、何か質問等ございますか。

大崎委員（労）

求職内訳表の 1 ヶ月未満に 2 名おられますか、この 1 ヶ月未満の 2 人と、新規求職者は違うわけですね。

事務局（宮城補佐）

成立が 1 件ございましたけど、この方は若い方で 38 歳なので、7 月に新規求職されて、7 月中に成立しております。

大崎委員（労）

即決まったわけですね。この方は県内の船に乗られたのですか。

事務局（宮城補佐）

就職先は県外です。

大崎委員（労）

県外ですね。ありがとうございます

宮里部会長

38歳で若いんですか。やはり老齢化されているのですかね。

大崎委員（労）

即戦力であればそうですね。今は結局即戦力を求めているので、他で仕事をして退職されて、その履歴を活かせる職場に勤めます。結構オーナーさんも即戦力を求めているので、うまく就職できれば38歳でも十分働けると思います。

宮里部会長

陸上だと38歳だとそろそろ仕事を見つけるのは難しいので。

大崎委員（労）

陸上では階層もあるので難しいこともあるかと思いますが、船の場合は各社各様で、年齢の構成がばらばらなので、空きがあると、そこにはほしいとか。30代はほしいかと思います。

宮里部会長

他に意見はありますか。なければ、事務局から前回の質問についての回答がありますので、お願ひします。

事務局（宮城補佐）

前回の質問について回答します。船舶料理士の資格証明についてですが、船舶料理士の資格は、その業務の管理する地位につく場合に必要になってくるということなので、前回求職のあった陸上から船員へ希望されている方は司厨長ということではなく、とりあえず司厨員という形で就職したいということで、本人の給料の希望が高く、近海と比べますと倍ぐらいの差があり、どうしても遠洋でないとそのくらいの給料はもらえないということで、紹介はできなかつたということです。

もう1点ですが、傷病手当金についてご質問がありました。過去の実績は無いため把握できなかったのですが、傷病手当金は給付金と違います。まず受給資格の決定です。失業されてこちらの窓口にきていただいて、受給資格を決定したあとに、病気やケガのために15日以上働くことができなかった場合に基本手当の代わりに同額の傷病手当の支給を受けることができるという制度です。過去にも実際支給したことありませんでした。要は失業状態で認定さ

れているのだけれども。その後病気やけがをされて収入がなくなつた場合に基本手当の代わりに支給することができるようです。以上です。

宮里部会長

ありがとうございました。それでは最後に事務局から連絡がありますのでお願ひします。

事務局（普天間専門官）

最後に8月の船員部会は、9月15日（木）に5階の海技試験室で14時より開催いたします。出席できない場合は、事前に事務局までご連絡ください。

また、今回の議事録案は後日、いつもどおりメールで照会させて頂きますのでよろしくお願ひいたします。

宮里部会長

それでは、本日の部会はこれで終了します。ありがとうございました。